

◎障害者総合支援法第89条の3

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う

◎堺市障害者自立支援協議会設置規約

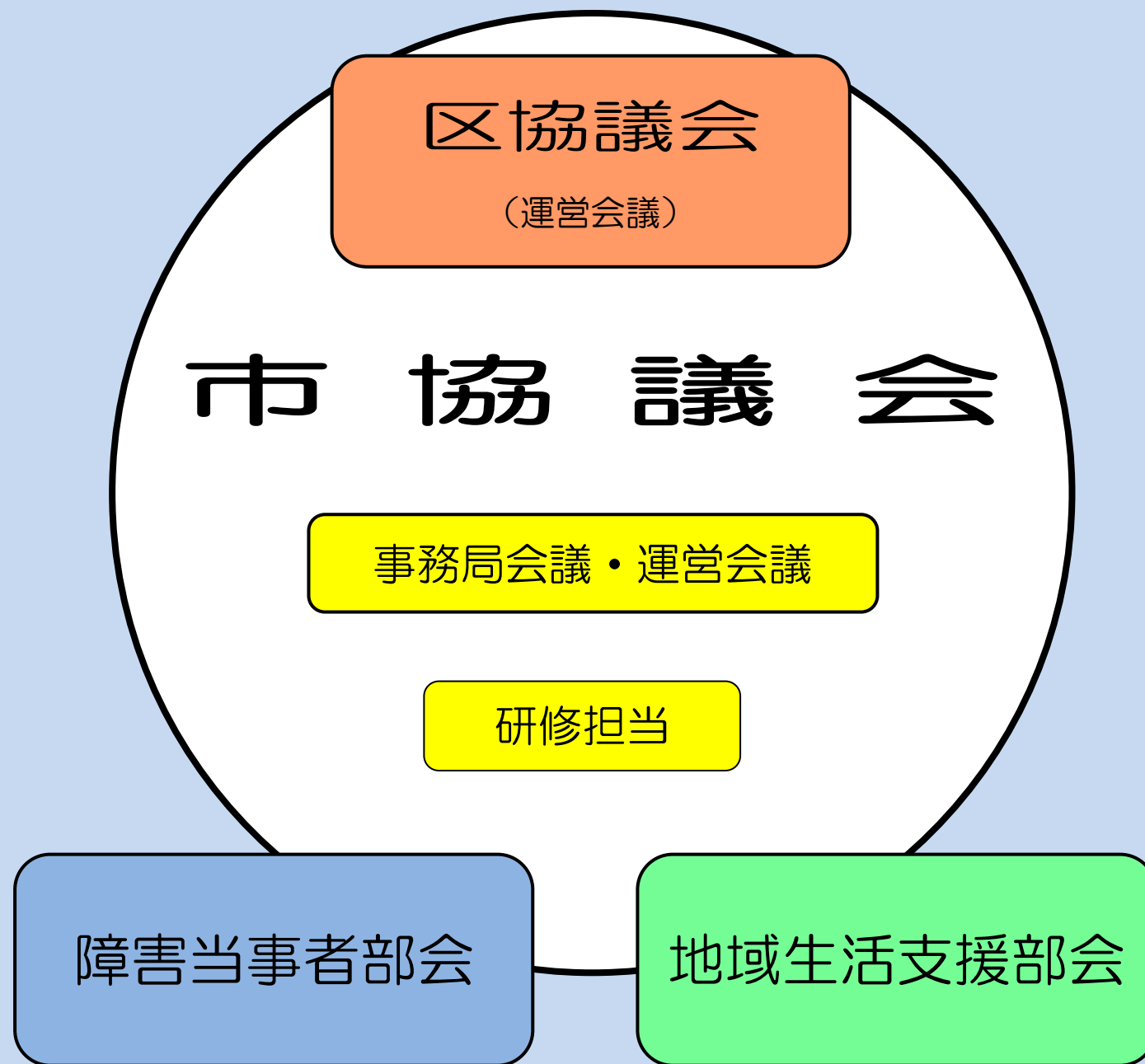
障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす

◎6つの機能

- ①情報機能：情報の共有と発信
- ②調整機能：ネットワークの構築
- ③開発機能：資源の開発・改善
- ④教育機能：構成員の資質向上・研修の場
- ⑤権利擁護機能：権利擁護システムの構築
- ⑥評価機能：相談支援の質の向上

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会をめざして

(ホームページ)
<http://sakai-j.net/>



市協議会

(H19.3.29 設置)

- ◎代表者レベルで、年間2～3回開催
- ◎協議会全体の集約と把握、最終意思決定の場
- ◎各所の動きを代表レベルに報告する場

区協議会

(H19.4～6 設置)

- ◎官民の相談支援の実務担当者を中心に、毎月開催
- ◎実務担当者が、日常的に協働して高め合う場
- ◎地域のニーズを発見し、具体的に解決する場

障害当事者
部会

(H20.5.10 設置)

- ◎障害当事者のみ12名で、毎月開催
- ◎当事者同士が交流と理解を深め合う場
- ◎当事者の意見を出し、各所に伝えていく場

地域生活
支援部会

(H21.4.27 設置)

- ◎市協議会委員の一部で構成され、年3～4回開催
- ◎地域生活移行支援を考える場
- ◎地域生活に必要な資源等を考え、施策提言する場

事務局会議
・運営会議

- ◎全体の進捗管理や把握、意見交換の場
- 事務局会議：事務局・事務局補助（毎月開催）
- 運営会議：各区・部会の長も参加（年4回開催）
- ◎ホームページの管理・更新等、情報の集約・発信の場

研修担当

- ◎平成22年度の部会提言に基づいて、研修を企画実施する場